

株式会社 カーリル サービス利用規約

サービス名称
横断検索APIサービス「Unitrad API(ユニトラッド・エービーアイ)」

第1条(目的)

本規約は、株式会社カーリル(以下「乙」という)がサービス契約者(販売会社及びエンドユーザー、以下「甲」という)に提供する上記サービス(以下「本サービス」という)について定めるものです。

第2条(本規約の範囲および変更)

- 乙は、甲の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。この場合、乙は乙の定めた方法により遅滞なく変更後の規約の内容を甲に通知するものとします。

第3条(サービスの提供地域)

乙が提供する本サービスの提供地域は、日本国内に限るものとします。

第4条(利用環境)

- 甲は、自己の責任と費用において、本サービスを利用するために必要な通信機器・回線、ソフトウェアその他必要な設備を準備し、かつ本サービスの利用に支障をきたさないよう、正常な稼働を維持するものとします。
- 本サービスは、図書館がWebOPAC上に公開している所蔵情報に対し、検索・参照を行います。よって、図書館がWebOPAC上に公開していない所蔵情報は検索対象外です。
- 本サービスを利用する前提として、インターネットへの接続回線、専用ホームページ等(以下「甲のサービス利用者環境」という)は、甲のサービス利用者の責任と費用負担にて準備するものとします。なお甲のサービス利用者環境、端末環境、接続回線に起因する不具合については、乙はその責任を負わないものとします。

第5条(本サービスの内容)

本サービスは複数の図書館の所蔵情報をまとめて、検索、参照する機能を提供します。検索対象となる図書館はサービス提供期間中に合理的範囲で変更することができます。サービス提供期間中に、検索対象の図書館にシステム変更等が生じた場合、乙は合理的範囲で調整を行い正常に検索できる状態を維持します。

第6条(本サービスの提供時間帯)

本サービスの利用時間帯は原則24時間365日とします。ただし、乙は、乙のメンテナンスにおける計画停止、サービスのアップグレードによる計画停止、また第8条に定める場合においては、本サービスの提供を中断または停止することがあります。なお9時～20時にかかる計画停止の場合は、甲および甲サービス利用者に対し事前に連絡をいたしますが、緊急時においてはこの限りではありません。

第7条(本サービスに関する問い合わせ)

乙は、甲からの本サービスに関する仕様または操作方法に関する質問、本サービスが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談等に対しては、メールまたは電話により受付します。ただし、緊急時においてはこの限りではありません。

質問及び相談の受付時間帯は、原則月曜日から金曜日(日曜、祝日及び乙の指定する休業日を除く)の9時～17時までとし、17時を過ぎて問い合わせを受けた場合は、翌営業日の回答とします。

第8条(サービスの中断)

乙は、次の場合には、本サービスの提供を中断もしくは停止することができるものとします。この場合は、乙は予めその旨を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 本サービス用設備の保守上または工事でやむを得ないとき
- 乙が提供を受けている他の電気通信事業者の都合により、本サービス用電気通信回線またはアクセス回線の使用が不能なとき
- 乙が本サービスを提供するために必要となる電気通信回線、電気通信設備またはアクセス回線に対し、第三者が故意に当該機能を破壊、または、当該機能に支障をきたす行為を行った場合
- 天災地変、事故等により、本サービスの提供ができなくなったとき
- セキュリティ上の課題に対して、乙が緊急的にサービスの停止を伴う対応が必要であると判断した場合
- 本サービスに著しい負荷を与えられ乙が正常なサービス提供を行えないと判断した場合。甲の利用が合法的でかつ技術的に問題がなく、利用規約に定めるいずれの禁止事項にも抵触しない場合であっても、甲は、本サービスの緊急停止を認めるものとします。
- 乙は、本サービスの利用に伴うシステムの稼働が甲に著しい損害を与える可能性を認知した場合、甲に通知なく、システムの緊急停止を行う場合があります。甲は、このような緊急停止があることをあらかじめ承認するものとします。
- 乙は、原則として甲からの本サービスの緊急停止の要請を受け付けません。
- 本サービスの緊急停止ができなかったことにより、甲が損害を被った場合でも、乙は一切の損害賠償を負いません。

第9条(知的財産権の帰属)

- 本サービス及び本サービスに使用するソフトウェアの著作権は、乙に帰属します。また、本サービスに関連して乙が甲に提供したドキュメントの著作権も乙に帰属しますが、甲は本サービスを利用するために必要な範囲で、それらのドキュメント(ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く)の全部または一部を複製することができます。
- 甲および甲サービス利用者が本サービスに登録したデータについて、乙はその全部または一部を複製し本サービスの利用者及び乙から本サービスと同様のサービスの提供をうけている第三者にもこれを利用されることのできるものとします。また、乙は、当該データについて、その利用が不適切であると判断した場合、甲の承諾なくいつでも、これを削除することができるものとします。
- 甲は自らがライセンスを所有しているソフトウェア・プログラムを除き、本サービスの利用のために乙から提供されたすべてのソフトウェア・プログラムに関して、本サービスの目的以外で使用せず、また、複製、翻案、公衆送信(送信可能化を含む)、改造、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等できないものとします。
- 甲は本サービスに含まれる著作権、商標、またはその他の知的財産権に関する表示を削除、変更等しないものとします。
- 乙は、甲に提供するソフトウェア・プログラムについて、乙の裁量により、適宜バージョンアップや修正等(適用されるライセンス条項の追加または変更を含み、これらに限られない)の措置を実施できるものとします。

第10条(バックアップ)

乙は本サービス上に登録・保存したデータ等はバックアップして保存するものとします。

第11条(禁止事項)

甲は、本サービスの利用において、以下の行為を行わないものとします。また甲サービス利用者に対し、以下の行為を行わせないようにするものとします。

- 他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または、他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- 無限連鎖講(ねずみ講)を開設し、または、これを勧誘する行為
- 本サービスによりアクセス可能な他者の情報の改ざん、消去する行為
- 「薬事法」「不当景品類及び不当表示防止法」その他法令に違反する表現がなされているもの
- コンテンツに関する責任の所在が不明確なもの
- 乙の事前承諾を得ず、他者に使用させ本サービスを利用する行為。もしくは譲渡、貸与等をする行為
- 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または、他者が受信可能な状態におく行為
- 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
- 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。他者の電子メール受信を妨害する行為。連鎖的な電子メール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
- 他者の設備、サービス用電気通信回線、アクセス回線またはアクセスポイントに無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為
- 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為
- 法令に基づき監査官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- 上記各項の他、法令、条例、もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、本サービスの運営を妨害する行為、河野信用を毀損し、もしくは、乙の財産を侵害する行為、または他者に不利益を与える行為
- 上記各項のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含む)がみられるデータ等へのリンクを張る行為
- 上記各項のいずれかに該当するとして乙または他者からなんらかのクレームが通知された場合、甲は自己の責任と費用負担において当該クレームの対応、解決するものとし、これにより乙または他者に損害が生じた場合、当該損害を賠償するものとします。
- 乙は、甲の行為が上記各項のいずれかに該当すると判断した場合、また前項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合は、甲への事前通知なしに甲が配信または表示する情報の全部、もしくは一部の削除または不表示、あるいは本サービスの提供を終了する等、乙が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

22. 乙は、他者の行為につき、上記各項のいずれかに該当すると判断した場合は、当該他者に対し、直接要望等を知ることができるものとします。

第12条(甲の責任)

1. 甲は本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により他者に損害を与えた場合、または他者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。甲が本サービスの利用に伴い、他者から損害を被った場合、または他者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して甲が提供または伝送する情報(コンテンツ)については、甲の責任で提供されるものであり、乙はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第13条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金および支払方法は、本規約に基づき甲と乙あるいは仲介業者との間で締結する本サービス利用に関する契約(以下「サービス契約書」といいます)にて定めた内容に従うものとします。
2. 甲は、利用料金およびそれにかかる消費税等(以下総称して「利用料金」といいます)を負担するものとします。
3. 経済事情の変化等により利用料金を変更する必要が生じた場合、乙は、料金改定日の60日前迄に甲に通知し、両者協議のうえ、利用料金を変更することができず。
4. サービス契約が月の途中で成立または終了した場合であっても、甲は、当該月に限り、月額の利用料金の全額を乙に支払うものとします。

第14条(遅延損害金)

甲がサービス利用契約に基づく利用料金の支払を遅滞したときは、別途協議し、遅延損害金を乙に支払うものとします。

第15条(他者への委任等)

乙は、本規約に基づく乙の義務の全部または一部を、他者に委任または請け負わせることができるものとします。

第16条(権利の譲渡等)

甲および乙は、甲のサービス利用者の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約により生ずる権利・義務の全部または一部を他者に譲渡し、もしくは担保に供しまたは承継させてはならないものとします。

第17条(通知)

1. 乙は、甲が本サービスを利用するにあたり必要な情報を、管理者に対する電子メールにより甲に提供します。甲が当該情報に従った対応をしないことにより生じた損害は、甲が負担します。
2. 甲は、商号、代表者、住所、または管理者とそのメールアドレス、通知先としての住所、電話番号、FAX番号等を変更した場合、および合併により甲の契約上の地位の承継があった場合は、速やかに乙所定の方法で乙に通知するものとします。
3. 乙は、本サービスの提供に必要な範囲で、乙が第15条により委任等する他者に対して前項の情報を開示できるものとします。

第18条(責任の範囲)

1. 乙の責に帰すべき事由により、本サービスが利用不能のために甲に損害が発生した場合、甲が本サービスを利用不能となったことを乙が知った時から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、乙は、利用不能の状態が発生した月の月額利用料金を24時間ごとに日割計算し算出したものを甲に対する損害賠償額として、甲の乙に対する利用料金の支払債務との相殺により支払います。ただし、乙の責に帰することのできない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、乙は責任を負わないものとします。
2. 本サービスの利用不能に関して乙が負う損害賠償責任は、前項に定める範囲に限られるものとします。なお、以下の各号の事由のいずれかに起因して甲に生じた損害について、乙は、いかなる責任も負わないものとします。
 - (1) 計画メンテナンスの実施
 - (2) 天災地変、戦争、暴動、裁判所または行政庁による命令処分、労働争議、その他の不可抗力または不可抗力に準じた乙の責に帰することのできない事由
 - (3) 甲設備の不具合
 - (4) 本サービスに接続するためのアクセス回線の不具合
 - (5) 本システム上で動作するソフトウェア(甲または乙が用意したもの)の不具合
 - (6) 甲が本システムに施した設定の不具合
 - (7) 甲の不正な操作
 - (8) 他者からの攻撃および不正行為

第19条(秘密保持)

1. 甲および乙は、本サービスに関して甲のサービス利用者から開示・提供を受けた、秘密である旨明示された情報(以下「秘密情報」という)につき、厳に秘密を保持し、甲のサービス利用者の事前の書面による承諾を得ずに、本サービスの目的以外に使用し、または他者に開示、漏洩してはなりません。但し、次の各号に該当するものは、この限りではありません。
 - (1) 公知・公用のもの
 - (2) 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの

- (3) 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの
 - (4) 正当な権限を有する他者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの
 - (5) 開示・提供を受けた後、秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの
 - (6) 法令に基づき開示されるもの
2. 前項の規定に拘らず、乙は本サービスの提供に必要な範囲で、乙が第15条により委任等する他者に対して甲の秘密情報を開示できるものとし、この場合、乙は当該他者に前項と同等の秘密保持義務を課すものとします。
 3. 甲および乙は、本サービスの目的のために必要な範囲で秘密情報を複製することができるものとします。なお、当該複製物についても本条の定めが適用されるものとします。
 4. 甲および乙は、甲のサービス利用者から要求があった場合、または本サービスが終了した場合、遅滞なく秘密情報を甲のサービス利用者へ返却または破棄もしくは消去するものとします。

第20条(個人情報の取扱い)

1. 乙は、甲より開示・提供を受けた個人情報(以下「個人情報」という)を、以下の各号の目的のみに利用するものとします。
 - (1) 本サービスの申込みの確認
 - (2) 本サービスの運用に必要な業務
 - (3) 甲に対する本サービスの案内、資料発送
2. 乙は、前項の利用目的の範囲内で第15条により委任等する他者に管理者等の情報を開示することができるものとし、甲は当該他者に個人情報の管理を義務付けるものとします。

第21条(法令等の遵守)

1. 甲および乙は、本サービスの利用・提供に際し、関係する法令を遵守するものとします。
2. 甲および乙は、政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下「指針」という)を相互に尊重し、それぞれ自己が下記の各号に該当しないこと、および、今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下反社会的勢力という)であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (3) 親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ)または本サービス提供のために委任等する他者が前2号のいずれかに該当すること。
3. 甲および乙は、本サービスに関連して、下記の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 甲のサービス利用者に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または甲のサービス利用者の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計または威力を用いて甲のサービス利用者の業務を妨害すること。
 - (3) 甲のサービス利用者に対して指針が排除の対象とする不当要求をすること。
 - (4) 反社会的勢力である他者をして前3号の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (6) 親会社、子会社または本サービス提供のために委任等する他者が前5号のいずれかに該当する行為を行うこと。

第22条(契約遵守状況の確認等)

乙は、甲におけるサービス利用契約の遵守状況を確認するため、事前に甲に通知のうえ、乙または乙が指定する他者が甲の事務所等に立ち入り、サービス利用契約の遵守状況を確認することができるものとし、甲はこれに協力するものとし、

第23条(契約の解除)

1. 甲が次の各号に該当したときは、乙から何ら通知催告等がなくても、乙に対する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を一括現金にて乙に支払うものとします。
 - (1) サービス利用契約の条項に違反したとき。
 - (2) 債務の弁済を一回でも怠ったとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、滞納処分、または保全差押等の申立てを受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算等の申立てがあったとき。
 - (5) 手形もしくは小切手を不渡りとしたとき、または取引停止処分を受けたとき。
 - (6) サービス利用契約の申込みの際、乙に虚偽の事項を届出たことが判明したとき。
 - (7) その他上記各号に準ずる事由があったとき。
2. 甲が前項各号に該当したときは、乙は何らの催告もなしに即時サービス利用契約を解除することができます。また、乙はサービス利用契約を解除すると否とを問わず、乙が被った損害の賠償を甲に請求することができるものとします。
3. 甲および乙は、第1項により契約を解除されたことを理由として、甲のサービス利用者に対し、その損害の賠償を請求することができません。

第24条(サービス終了後の措置)

本サービスの利用が終了した場合、乙は、サービス実施終了日より1ヶ月以内に、甲および甲サービス利用者が本システムに登録・保存したデータ等を破棄するも

のとします。

第25条(免責)

本サービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由(ただし、これに限らない)であり、乙は当該事由に起因した甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

1. 甲および甲サービス利用者の端末環境のトラブルおよび端末環境に起因するトラブル
2. 甲および甲サービス利用者が電気通信事業者から提供を受けているインターネットアクセス回線のトラブルおよび当該回線の通信規制に起因するトラブル
3. 本サービスにおいて用いる電気通信回線および電気通信設備に対して第三者が故意に当該機能を破壊する場合
4. 甲が本サービスを利用することにより第三者との間でトラブル等が生じた場合

第26条(協議)

本規約において疑義が生じた事項については、乙および仲介業者と甲で誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第27条(特記事項)

1. 乙は、本サービスの機能改善の目的で乙サービス環境の機能改修・機能追加を甲の了承なくしていつでも実施できるものとします。なお、当該機能改修・機能追加の結果、甲の端末環境等の操作等に変更が生じたとしても、甲は乙に対して何らかの異義も唱えないものとします。
2. 乙が本サービス販売を停止した場合、契約期間内のサポートは実施するが、契約変更並びに新規契約は実施しないものとします。

以 上

2018年4月1日